

「意味」のイノベーションと知的財産(4)

東京理科大学専門職大学院経営学研究科教授
鈴木 公明

9. 意味のイノベーションと進歩性

「カラリ床」を保護する特許権¹⁾の請求項の記載は、当然ながら先に示した【課題を解決するための手段】に対応しており、

「【請求項1】ユニットバスの一部として組み込まれる樹脂製の浴室用床パネルであって、前記床パネルの表面には、滑り止め用の凸部が形成され、これら凸部の間に流れ込んだ水を途切れさせずに一時捕水出来る状態にする流路を排水口あるいは排水流し溝に連続させて形成し、前記床パネルの表面で水玉を形成した残水は、前記流路内に一時捕水されている水と接触することで前記流路から排水口あるいは排水流し溝に途切れること無く排水されることを特徴とする樹脂製の浴室用床パネル。」

というものである。

本件は、特許が登録されるまでに、実に130件近い閲覧請求がなされた結果、慎重な審査を経て進歩性が認められたが、請求項の記載から分かるように、この発明は従来のユニットバスルーム用の床と比較し、課題解決のために素材または表面処理の面で新しい技術を開発したものではないため、発明の進歩性は、新規な課題を解決するための具体的な形状・構造に見出されたことになる。

このように、意味のイノベーションの文脈における「新しい意味」が何らかの技術によって実現する場合、それは特許制度において「新規な課題」が何らかの（個々には新規とは限らない）技術によって解決されることに対応することとなる。ここに、意味のイノベーションが特許制度によって保護されるヒントがある。すなわち、意味のイノベーションにおける「新しい意味」が、出願時に当業者が想定していない「新規な課題」である場合には、それを実

現するための個々の技術的な構成要素が公知であったとしても、全体として進歩性が認められる余地があるからである。

現に、「新規な課題」が進歩性の判断において肯定的に参酌されることは、審査基準に示されている。具体的には、特許・実用新案審査基準第III部第2章第2節3.3(2)は、「…また、請求項に係る発明の解決すべき課題が新規であり、当業者が通常は着想しないようなものである場合は、請求項に係る発明と主引用発明とは、解決すべき課題が大きく異なることが通常である。したがって、請求項に係る発明の課題が新規であり、当業者が通常は着想しないようなものであることは、進歩性が肯定される方向に働く一事情になり得る。」としている。

さらに、判決例においても、「新規な課題」が進歩性判断において肯定的に参酌された事例が、以下のよう²⁾に散見される。

- ①知財高判平17.6.2(平成17(行ケ)10112「環状オレフィン系共重合体から成る延伸成形容器」事件「数値限定が特定の課題を解決し、所期の効果を得るという技術的意義を有するものであり、かつ当該課題が新規なものであるから、その数値範囲は、適宜定め得るということができない」旨説示している。
- ②知財高判(3部)平成23年1月31日(平成22年(行ケ)第10075号)判時2107号131頁、判タ1345号223頁「換気扇フィルター及びその製造方法」事件「当該発明が容易に想到できたか否かは総合的な判断であるから、当該発明が容易であったとするためには、「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であった」ことのみでは十分ではなく、「解決課題の設定が容易であった」ことも必要となる場合がある」旨説示している。

10. 「新しい意味」の特許的意義

ここまで見てきたように、意味のイノベーションのプロセスにおいて見出された「新しい意味」は、特許出願において設定する「新規な課題」に反映させることにより、進歩性の判断において肯定的に参酌される可能性がある。従って、意味のイノベーショ

1) 特許第3508761号

ンのプロセスにおいて「新しい意味」を実現するために開発された技術が仮に「画期的」でない場合であっても、明細書において、「新規な課題」を解決するための技術と位置付けることにより、特許取得の余地が生まれることとなる。

このような、新しい意味と新規な課題との対応関係および発明の構成の新規性・進歩性との関係を図11に示す。

図11において領域Aは、従来型の技術開発のうち、改良発明を生み出すような状態に対応する領域である。ここでは、従来技術の漸進的な改良を目的とした発明を生み出すことが目指されるため、技術に期待される「意味」に変化は生じない。特許出願においては、既知の技術課題に対し、従来と構成等が大きくは変わらない手段により漸進的に解決するストーリーが展開されることとなり、進歩性が相対的に認められにくい領域である。

この領域は、ユーザーの行動観察を糧として課題を設定し、創造的に解決手段を生み出すデザイン思考が得意とするイノベーションの領域である。

次に領域Bは、技術主導で発生するイノベーション領域である。この領域は、従来の意味の下でより良い効果を目指す技術開発に対応しており、従来の

技術的枠組みを前提とする部分的変化により大きな技術的效果を発揮する場合や、従来とは異なる技術的枠組みにより技術的效果をもたらす技術開発が対応する。

いずれの場合も、この領域における技術開発について特許出願を行う場合には、既知の技術課題を新規な構成により解決したというストーリーが展開されることとなる。

この領域も、デザイン思考に基づいて到達し得るイノベーション領域である。

さて、領域Dは、技術開発主導によるイノベーションの結果として生まれた発明により、新たに発生したニーズに基づき、新規な課題が認識され、その課題を解決するための画期的な技術が開発された場合、典型的には基本特許が対応する領域である。領域Dは、いわゆる技術のひらめきが生じている領域であり、人々に従来とは異なる「新しい意味」を提示するような、画期的な技術開発に対応する。

そして領域Cは、用途発明が生まれた場合や、「新しい意味」を実現するための個々の技術要素が必ずしも新規とは言えない場合を含んでいるが、上述のように「新規な課題」が進歩性の判断において肯定的に参酌され得る領域である。

11. 今後の技術開発の方向性

ここまで見てきたように、意味のイノベーションと特許制度とを対応付けた場合、領域Dは、人々に新しい意味を提供するという意味において変化の激しい社会において受け入れられる素地を有しており、かつ、それを実現するための技術の進歩性が、相対的に認められやすい領域でもある。

これは、これまで領域Bや領域Aにおいて取り組まれてきた技術開発の進むべき方向性が、変化の激しい社会においては領域Dないし領域Cを目指すべきものとして示唆されているものと考えられる。それはまた、特許出願において解決しようとする課題をどのように設定すべきか、という実務にも大きな示唆を与えているであろう。

(おわり)

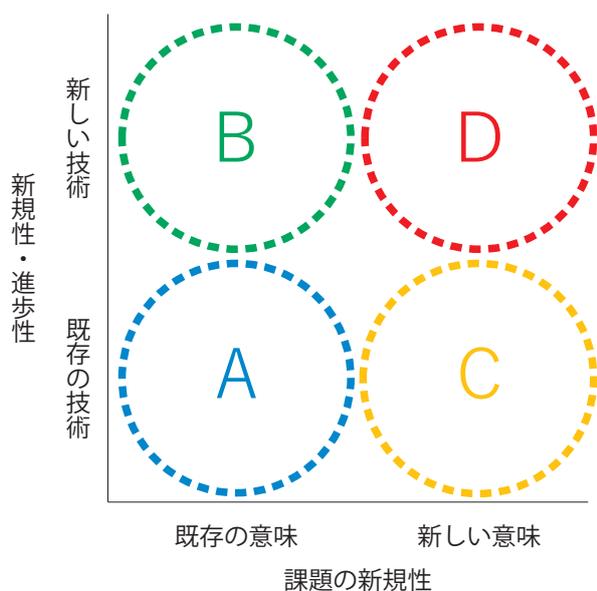


図11 「新しい意味」の特許的意義²⁾

2) 「ロベルト・ベルガンティ「突破するデザイン」日経BP」に基づき筆者作成